

特定非営利活動法人 大垣おやこ劇場 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 大垣おやこ劇場という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県大垣市林町2丁目29番地の1におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちの豊かな子ども時代を実現するために、舞台鑑賞や子どもたちが自ら参加し表現する文化活動、集団活動を推進することを通して、子どもの社会体験や社会参画の機会を拡充し、かつ子どもと大人の豊かな人間的成長に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 人権擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う団体の運営、又は活動に関する連絡・助言・又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 舞台鑑賞活動の実施
- (2) 子どもとおとなの豊かな体験を保障する事業
- (3) 子どもを取り巻く環境をよくする活動
- (4) 子どもと文化に関する学習と普及啓発活動
- (5) 各分野市民活動団体などとの連携ネットワークづくり

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、つぎの4種とし、大人会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 大人会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を促進する18歳以上の個人
- (2) 子ども会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を促進する18歳未満の個人
- (3) 協賛会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を支援する団体及び個人
- (4) 特別協賛会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を支援し参加する団体および個人

(入会)

第7条 大人会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 子ども会員・協賛会員・特別協賛会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 大人会員及び子ども会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 大人会員及び子ども会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決を経て、退会した者とみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡した時
 - (2) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の名のもとに目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上
- (2) 監事 2～3名

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

(役員の選任等)

第13条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 監事は総会において選任する。
- 4 監事は、理事、又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統治する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の議決にもとづき、この法人の業務を取り扱い、理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し会務を処理すると共に理事長及び副理事長に事故ある時は、又は、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、総会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の、業務、又は財産に関し不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会、又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期はそれぞれの前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第16条 理事、又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員報酬等)

第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するために、事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長その他の職員若干名をおく。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免し、職員は事務局長が任免する。

第5章 会議

(種別及び構成)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、大会員をもって構成する。
- 3 理事会は通常理事会及び臨時理事会とし、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定ならびに変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員の選任、又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第37条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他理事会が必要と認める重要な事項

2 理事会は、この定款に規定するものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付帯すべき事項
- (2) 総会の決議の執行に関する事項
- (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 大会会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により監事が招集するとき。

3 通常理事会は、理事長、又は副理事長の要請によりその都度開催する。ただし、次の各号の一に該当する場合には、臨時理事会を招集しなければならない。

- (1) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (2) 第14条第5項第5号の規定により、監事から請求があったとき。

(招集権者及び招集通知)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は総会を招集するにあたっては、会議を構成する大会会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して、少なくとも会日より10日前までに文書を発ししなければならない。

4 理事長は、理事会を招集するにあたっては、会議を構成する理事に対し、前項の規定と同様にしなければならない。

(定足数)

第24条 総会は、大会会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した大会会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第26条 会議における議決事項は、第23条第3項から第4項までの規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した大会会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決

するところによる。

(表決権等)

第27条 各会議の構成員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席できない大会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の大会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された項目について、書面をもって表決することができる。
- 4 第2項及び前項に規定する当該大会員、又は当該構成員は、第24条・前条及び次条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 5 会議の議決について、特別の利害を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 大会員総数及び出席者数（書面表決権者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を記載する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 審議の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及び出席した大会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印し、これを保存しなければならない。
- 3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決権者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 審議の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 4 理事会の議事録には、議長及び出席した理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印し、これを保存しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が定める。

(会計の原則)

第31条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する事ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した大会員

の3分の2以上の承諾を得、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ変更する事ができない。

(解散)

第39条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、大会員総数の3分の2以上の承諾を得なくてはならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なくてはならない。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、総会において大会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第42条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

理事	傍島 潤子
	中村 由美子
	岡本 淳子
	清水 礼子
	伊藤 美智子
	小林 敬子
	佐藤 恵子
	川村 志保

監事 大橋 泰子
岡部 公子
高屋 心子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第15条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成14年4月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

大人会員および子ども会員

- (1) 入会金 500円
- (2) 月会費 1200円

協賛会員

年会費	個人	1口	1000円
	団体	1口	5000円
入会金			0円

特別協賛会員

年会費	10000円
入会金	0円

7 この定款は、平成30年 10月1日から施行する。